林野火災注意報

林野火災警報

大牟田市民の皆様へ

令和8年1月1日
運用開始

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした火災予防条例の改正が行われ、令和8年1月1日より運用を開始します。



	林野火災注意報 （努力義務）	林野火災警報 （　義　務　）
発令基準	①または②のいずれかの条件に該当する場合 ① 前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ前30日間の合計水量が30㎜以下 ② 前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ「乾燥注意報」が発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りではない。	左記に加え「強風注意報」が発表された場合
発令対象期間	１月１日から５月３１日の間	
指定区域	森　林　地	
罰則	な　し	30万円以下の罰金または拘留

注意報　警報発令時、火の使用の制限



火入れ、たき火
残火の始末



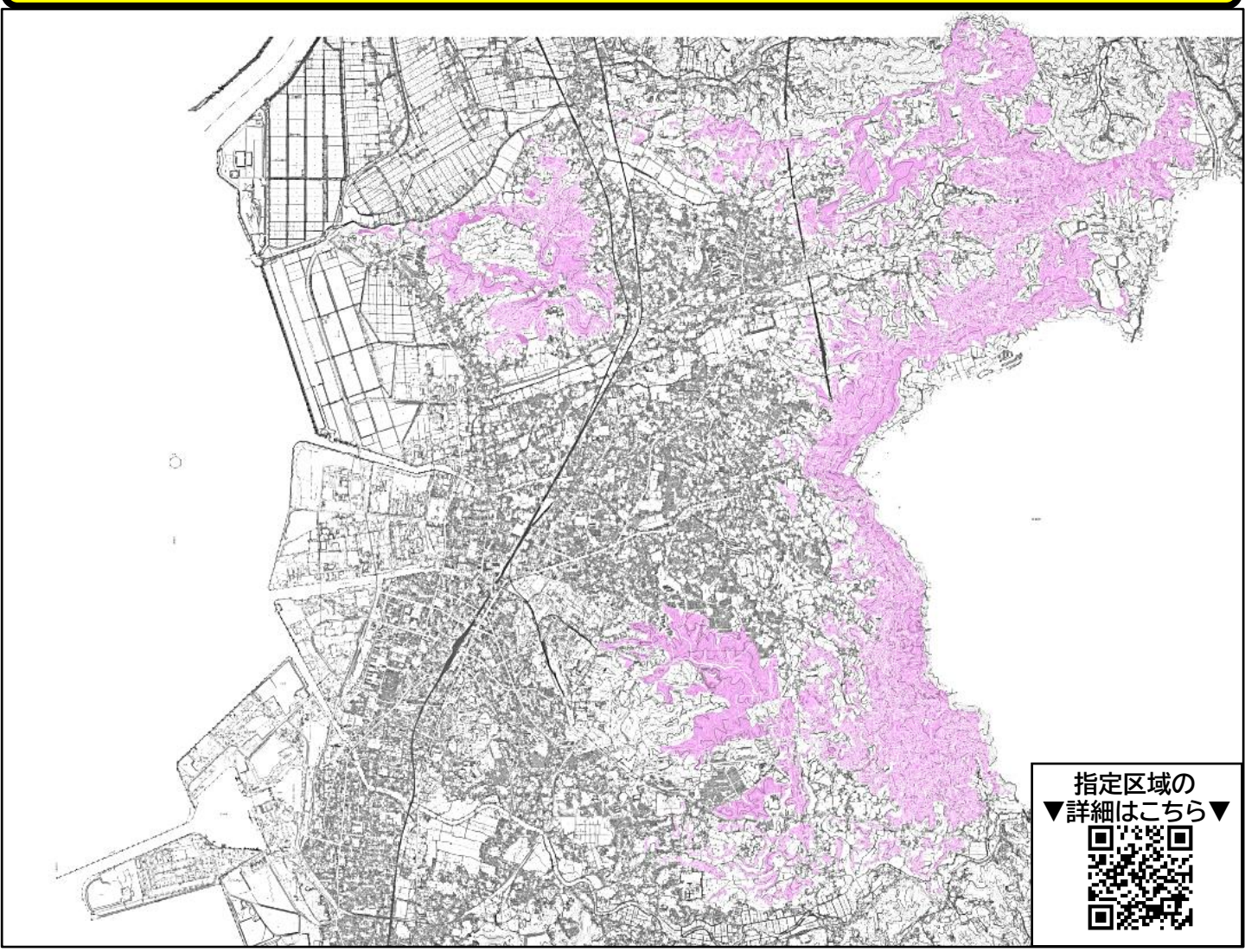
花火（煙火）



喫煙　など

問合せ：大牟田市消防本部　予防課　　TEL０９４４－５３－３５２７

大牟田市内指定区域



指定区域の
▼詳細はこちら▼

※指定区域とは森林法第５条の規定に基づき「地域森林計画対象民有林」として県で定めている森林の区域です

林野火災（山火事）の多くは、火の不注意な取扱いが原因です

- 周囲に燃えやすいものがないことを確認
- 消火用の水を準備
- 火から目を離さない
- 使用後は完全に消火
- 林野火災警報時のたき火等は禁止
- 林野火災注意報時のたき火等を避ける
- 火を使う場所でのルールを守る

林野火災は急激に広がります。屋外で火を使うときも危険ですので気を付けましょう。

たき火をするときは、消防本部への事前の届出が必要です



炎があがり火の粉が出るような、火の取扱いをしようとするときは、消防本部に届出が義務付けされています。以下のQRコードから申請をお願いします。

「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」
電子申請フォームはこちら➡